

令和3年第1回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和3年1月25日(月)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時30分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	森谷 進	出席	8	吉原 一雄	出席
	2	島村 実	出席	9	梅澤 三子	出席
	3	福嶋 輝幸	出席	10	清水 典子	出席
	4	鳴河 のり子	出席	11	江連 喜美	出席
	5	横田 拓也	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	浅田 カヨ子	出席	13	道谷 淳史	出席
	7	松田 浩幸	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	
事務局	事務局長 樋口 成男 主幹 市川 徹 主査 大河原 喜浩 大森 充浩
傍聴人	
議事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第4	議案第3号 農用地利用配分計画(原案)の決定について
日程第5	専決処分の報告について
その他	

議 長

これより、議事に入ります。

#### 日程第1 議事録署名委員の指名

日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は1番、2番をお願いします。

議 長

#### 日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第2 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議 長

本件担当の11番、申請地の状況について説明をお願いします。

11番

20日に1番推進委員と現地を確認してきました。申請地は、県道飯能寄居線の四本木交差点から北に100m程進んだ先を左折し、その先100m進んだところに位置します。現地には、南側にお茶が1列あり、奥には、柿の木とみかんの木が1本ずつとリュウノヒゲが植えてありました。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

譲受人は現在、〇〇市内の借家にて生活をしてしていますが、長男という立場で両親の面倒を見ていきたいとの気持ちから、実家に隣接する父親が所有する土地に住宅を建築することを計画しました。今後、子供を授かることなどを考慮し、生活スペースが手狭とならないよう、実家での共同生活ではなく、新規に住宅を構えることとしています。

議 長

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われま

す。  
只今、11番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議 長

事務局より2番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議 長

本件担当の13番、申請地の状況について説明をお願いします。

13番

先日、現地を確認してきました。申請地は、高萩北中学校の北東方向にある〇〇〇〇という会社の南側に位置します。現地は、きれいに耕耘してある状態でした。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和3年1月7日付けで除外認可を受けています。

譲受人は現在、〇〇市内の借家にて生活をしてしていますが、今後、子供を授

かる予定があり、生活スペースが手狭になっていくことを考慮し、住宅を建築する計画をしました。

住宅を建築する場所については、生活環境の変わらない市内の土地で、親の面倒を容易に見れることを考えていました。このことを妻の両親に話したところ、妻の実家の隣接地である当該申請地を薦められ、住宅用地とすることとしました。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われま

議 長

す。只今、13番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願い

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議 長

事務局より3番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議 長

本件担当の7番、申請地の状況について説明をお願いします。

7番

先日、現地を確認してきました。申請地は、カワセミ街道沿いにある下高岡公会堂の道反対に位置します。現地は、一部にネギが栽培されている状態

議 長

でした。続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和3年1月7日付けで除外認可を受けています。

譲受人は現在、実家にて両親と譲受人家族〇人で生活をしてしていますが、生活スペースが手狭であり、生活に不便を感じるようになっていることで、住宅を建築する計画をしました。

住宅を建築する場所については、住宅建築のことを両親へ相談したところ、祖母の所有する当該申請地を薦められました。当該申請地は、祖母の住宅と実家と隣接している土地であり、親の面倒を見れることや子供の面倒を見てもらえるなど、安心して生活できることで住宅用地とすることとしています。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われま

議 長

す。只今、7番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願い

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議 長  
事 務 局  
議 長  
12 番

事務局より 4 番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

本件担当の 12 番、申請地の状況について説明をお願いします。

先日、現地を確認してきました。申請地は、〇〇地区にある野々宮神社の東側に位置します。現地は、北側にある住宅の庭のように使用されている状況で、一部に砂利が敷いてありました。

議 長  
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和 3 年 1 月 7 日付けで除外認可を受けています。

譲受人は現在、〇〇市内の借家にて家族〇人で生活していますが、生活スペースが手狭となってきたことで、住宅を建築する計画をしました。

住宅を建築する場所については、親の面倒を見れることや子供の面倒を見てもらえる場所を考えていました。このことを両親に相談したところ母親が所有する当該申請地を薦められました。当該申請地は、実家と隣接している土地であり、譲受人の希望が叶う場所であったことから、住宅用地とすることとしています。

申請地の農地区分は 2 種農地となり、計画目的に必要性があると思われます。なお、12 番による現地調査の結果、一部に砂利が敷いてあったことについて、是正するよう申請人に対し、指導させていただきます。

議 長

只今、12 番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員  
議 長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員  
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議 長

### 日程第 3 議案第 2 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第 3 議案第 2 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。

事務局より 1 番の朗読をお願いします。

事 務 局  
議 長  
11 番

〈議案朗読〉

はじめに、11 番、新堀地区の申請地の状況について説明をお願いします。

先日、現地を確認してきました。申請地は、県道飯能寄居線バイパスの板仏交差点から進行してくる道路と交差する交差点から北に 150m 程進んだ先を斜め右に入ったところに位置します。現地は、短い枯れ草がある状態でした。

議 長

続いて、7 番、高麗本郷地区の申請地の状況について説明をお願いします。

7 番	先日、現地を確認してきました。申請地は、〇〇内にある管理事務所の東側に位置します。現地は、稲刈りした後の稲が枯れている状態でした。
議 長	続いて、3 番、南平沢地区の申請地の状況について説明をお願いします。
3 番	先日、現地を確認してきました。申請地は、全て高麗川小学校の西側に位置します。現地は、以前から〇〇〇〇が耕作していた農地であるため、きれいな状態でした。
議 長	続いて、事務局より 申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局	当該申請は、農地中間管理事業に基づく利用権設定であり、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が所有者から農地を借り受け、その後、担い手へ貸し付けるものです。新堀地区 1 筆、高麗本郷地区 1 筆、南平沢地区 23 筆となっています。なお、申請地の南平沢地区の一部の農地について、既に利用権設定がされていますが、その農地については合意解約をし、同事業に切り替えることとなります。まずは、同事業に基づく利用権の新規設定について、ご審議をお願いします。
議 長	只今、担当委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案) を消してください。
議 長	事務局より 2 番の朗読をお願いします。
事 務 局	〈議案朗読〉
議 長	本件担当の 1 番、申請地の状況について説明をお願いします。
1 番	先日、現地を確認してきました。申請地は、高萩北中学校から北に進み、信号のある交差点を通過した先の 1 つ目の交差点を東へ 300m 程進んだ先に位置します。現地は、きれいに耕耘してありました。
議 長	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局	借受人は、農地所有適格法人に在籍していた方で、法人から独立し、昨年〇月に新規に就農した方で、年間の農業従事日数が〇〇日となる農業者です。申請地では、ごまを栽培する計画となっており、少しずつではありますが、経営地を拡大していく目的で申請に及んでいます。収穫したごまは、〇〇〇〇へ卸す他、通信販売を行うとのことでした。
議 長	只今、1 番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営

基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と  
いうことでよろしいでしょうか。

委員  
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消し  
てください。

#### 日程第4 議案第3号 農用地利用配分計画(原案)の決定について

議長

日程第4議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第  
3項の規定による農用地利用配分計画(原案)の決定についてを議題と  
します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

先程、承認を受けました農地中間管理機構が借り受けた農地について、当  
該農地を借り受けたいと希望を申し出た担い手へ配分するための計画となり  
ます。その配分計画について、法律に基づき農地中間管理機構が農業委員会  
へ意見を求めるものであります。

借受人は、農地所有適格法人である〇〇〇〇の農園長として〇年間、農業  
に従事してきた方で、昨年〇月に個人で新規就農しています。今回、配分  
される農地については、〇〇〇〇が利用していた農地となり、全て引き継い  
で営農していく計画です。作付けは露地野菜としており収穫した作物は、〇  
〇〇〇等へ販売することを予定しています。

担い手へ配分する計画について、ご審議をお願いします。

議長

只今、事務局より説明がありました。質疑及び意見がありましたらお願  
いします。

4番  
事務局

作業する人は、何人ぐらいいるのですか。

〇〇〇〇に在籍していた方が、継続して〇〇氏と営農していくと聞いてお  
り、〇〇人いるとのこと。

3番  
事務局

一般的に、法人化していくことにメリットがあると感じていますが、今回  
は逆になります。個人経営となることに、メリットはあるのでしょうか。

本来であれば、法人化による経営等の一元管理がされたほうが、今後につ  
いても農地利用の適正化が図れることだと思いますが、今回の案件につ  
いては、法人の解散に伴う例外的なものであるため、メリットとする見方は、農  
地が継続して利用されることだと感じています。

1番  
事務局  
8番

〇〇氏の年齢を教えてください。

〇歳です。

今回、個人で5反以上の権利を持つこととなります。今後、貸し借りでは  
なく、取得する可能性も出てくると思いますが、仮に当該申請地の一部の権  
利を取得したいとなった場合、中間管理機構との関係及び取扱いは、どうな  
りますか。

事務局

取得を希望する農地について、利用権設定の解約を行い、その後、農地法  
第3条申請をしていただくこととなります。

議 長  
委 員  
議 長

他に質疑等がありましたらお願いします。  
ありません。  
質疑及び意見なしと認めます。よって質疑等を終結します。お諮りします。  
原案について、意見なしということによろしいでしょうか。

委 員  
議 長

異議なし。  
異議なしと認めます。本件について、意見なしで回答します。

議 長

#### 日程第5 専決処分の報告について

日程第5 専決処分の報告について、資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。

委 員  
議 長

ありません。  
以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。